

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
実績なし								—				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
実績なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
釜石港湾合同庁舎保全管理請負一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか3官署	令和5年4月3日	協立管理工業株式会社 岩手県釜石市野田町2-6-9	8400001007343	一般競争入札	他官署で調達手続きを実施のため	237,267	—	0	0	0	当初記載もれ契約
岩手労働局管内11官署、花巻合同庁舎及び大船渡合同庁舎建築物点検及び建築設備点検業務一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか4官署	令和5年6月29日	株式会社R e R 和歌山県和歌山市八番丁9	2170001013866	一般競争入札	他官署で調達手続きを実施のため	25,812	—	0	0	0	当初記載もれ契約
塩釜港湾合同庁舎ほか13件定期点検一式	支出負担行為担当官代理 函館税関総務部次長 大山 文弘 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか18官署	令和5年7月31日	株式会社オリエントサービス 東京都杉並区上高井戸3-6-9	4011301001368	一般競争入札	他官署で調達手続きを実施のため	74,748	—	0	0	0	当初記載もれ契約
稚内地方合同庁舎 消防用設備等保守点検業務一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 川崎 達也 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか10官署	令和5年8月30日	北設株式会社 北海道釧路市新富町1-3-3	7460001001515	一般競争入札	他官署で調達手続きを実施のため	39,342	—	0	0	0	当初記載もれ契約
八戸日計宿舍浄化槽修繕一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 川崎 達也 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか4官署	令和5年9月12日	株式会社清掃テクノサービス 青森県八戸市城下4-1-2-5	9420001007266	一般競争入札	他官署で調達手続きを実施のため	256,091	—	0	0	0	当初記載もれ契約

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
監視艇係留場所ほか21施設 低圧電力需給一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町24-4	令和6年4月3日	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区東1-2	4430001022351	一般競争入札において競争に付しても入札者がいなかったことから、会計法第29条の3第5項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条・12条及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。	-	@17.67円/kwh ほか	-	0	0	0	0	当初記載もれ契約
小樽地方合同庁舎電気需給契約 977,2750kwh	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町24-4 ほか10官署等	令和5年6月8日	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2	8010001067848	一般競争入札において入札者がいない又は再度の入札を実施しても、落札者となるべき者がいないことから、会計法第29条の3第5項及び予算令第99条の2に該当するため。	他官署で調達手続を実施のため	@34.727円/kwh ほか	-	0	0	0	0	単価契約 分担予定額 2,200,000円 当初記載もれ契約
官報公告等掲載契約 一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町24-4	令和5年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5	6010405003434	官報の編集、印刷及びこれらに付帯する事務は、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委任されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。(根拠	1,164,625	@847円/行	100%	0	0	0	0	
料金後納契約 一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町24-4	令和5年4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田大手町2-3-1	1010001112577	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、日本郵便株式会社以外に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 (根拠区分：ニ(ハ))	2,054,539	@84円/通	100%	0	0	0	0	
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町24-4	-	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	8011101028104	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、当初要求要件を満たす業者の中から最も廉価な業者を契約相手方として決定し、継続して使用するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。(根拠区分：ニ(ロ))	-	8,004,087	-	0	0	0	0	
通信料 (埠頭監視カメラシステム)	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町24-4	-	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	8011101028104	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、当初要求要件を満たす業者の中から最も廉価な業者を契約相手方として決定し、継続して使用するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。(根拠区分：ニ(ロ))	-	1,672,271	-	0	0	0	0	

(注1) 「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
- (イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
- (ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。